三、返納すべき理由
当該旅券名義人は、東京簡易裁判所からわいせつ電磁的記録有償頒布目的保管及びわいせつ電磁的記録頒布の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。
平成24年８月14日
農林水産大臣　郡司　彰

１　気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
(1)　漁港漁場整備法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案
(2)　縦覧の期間　平成24年８月14日から平成24年９月３日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、宮城県庁、気仙沼市役所

２　石巻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
(1)　漁港漁場整備法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案
(2)　縦覧の期間　平成24年８月14日から平成24年９月３日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、宮城県庁、石巻市役所

３　塩釜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
(1)　漁港漁場整備法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案
(2)　縦覧の期間　平成24年８月14日から平成24年９月３日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、宮城県庁、塩釜市役所

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第１号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。
平成二十四年八月十四日
国土交通大臣　羽田雄一郎

一　新たに一級及び三級水先人の免許を受けようとする者に対する試験
イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
留萌水先区	平成二十四年九月十一日	北海道運輸局（札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎）	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（札幌市中央区西十丁目札幌第二合同庁舎　郵便番号〇六〇―〇〇四二）	平成二十四年八月二十八日（郵送による場合は、八月二十八日必着）	平成二十四年九月十日
東京湾水先区		関東運輸局（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三二）		
大阪湾水先区		神戸運輸監理部（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）		
内海水先区					

備考　身体検査は、受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。
ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）
試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）より通知する。
二　その他
イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。
ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年七月三十一日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。
平成二十四年八月十四日
国土交通大臣　羽田雄一郎

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
群馬県	板倉ニュータウン確定測量図及び調査簿

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月十日（金）
○一般案件（抜粋）
一、都市再生基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

公告

諸事項

被害回復給付金裁定表記載公告

平成24年８月14日　神戸地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第１号
２　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成24年８月14日
３　この公告に関する問い合わせ先
〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078―367―6100（内線303）
○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。